

防災基本条例（仮称）素案

説明資料

条例の名称

本条例は、「羽島市まちづくり基本条例（平成28年3月22日条例第2号）」の理念を尊重し、市民を主体とした災害に強いまちづくりを目指し、市民の参画により条文を形成しています。

本条例の制定にあたっては、市民の皆さんを対象に「被災すること」をじぶんごととして考えるワークショップを令和5年3月11日から10月4日にかけて、29回開催し、1,309人の方々に参加いただき、8,000件を超える意見をいただきました。



「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）」（以下、「法」といいます。）第7条第3項に基づく住民の責務に規定されている自ら災害に備えるための手段や、被災時に必要な行動などについて意見交換をしていただき、羽島市における防災の取組について多くの意見やアイデアをいただきました。



本条例は、市民の皆さんからいただいた意見を基に作られています。

下の表は、今回実施したワークショップの取組を多くの人に伝えるキャッチコピーを募集し、そのキャッチコピー中に出てくる単語の仕様割合です。

キーワード	母数734	使用割合
自分	192	26.2%
守る	161	21.9%
命	143	19.5%
防災	90	12.3%
助ける	81	11.0%
避難	63	8.6%
災害	59	8.0%
準備	50	6.8%
地域	47	6.4%

「自分」、「守る」、「命」の単語が多く使われており、「自分の命は自分で守る」、「命は自分で守ろう」、「自分で自分を守る」、「自分の身は自分で守ろう」といったキャッチコピーが幅広い年代から多く出されました。

前文に記載の「阪神・淡路大震災」や「平成30年7月豪雨」で亡くなられた方の原因を調査した結果では、大規模災害から命を守るには「自助」が不可欠な事実と、

ワークショップに参加された市民の皆さんによる「自分の命は自分で守る」ことへの気付きが一致したことを重視し、ワークショップで出た取組を広く市民に啓発し、一人でも多くの方が災害から命を守ることができるよう思いを込め、本条例の名称

は「羽島市自分の命は自分で守る防災条例」としたいと考えます。

【参考】

○ 羽島市まちづくり基本条例

(目的)

第1条 この条例は、まちづくりに関する基本理念及び基本原則を定め、市民の権利と市民、議会及び市長等の役割と責務を明らかにし、市民自らがまちづくりに参画し協働することによって、市民を主体としたまちづくりの実現を図ることを目的とします。

(条例の尊重)

第2条 他の条例、規則等の制定及び改廃にあたっては、この条例の趣旨を尊重しなければなりません。

(基本理念)

第4条 まちづくりは、市民が主体となり、市民、議会及び市長等が協働して行うものとしす

○ 災害対策基本法

(基本理念)

第2条の2

2 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。

(住民等の責務)

第7条 略

3 地方公共団体の住民は、基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

前文

前文では、過去の災害から学んだ教訓、そしてその教訓を生かし、一人でも多くの命を守ることができる、災害に強いまちづくりの実現を目指すものです。

前文では、過去の 2 つ災害から得られた教訓を挙げています。

平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災で、地震から 2 週間以内に神戸市内で亡くなられた人々の死亡原因の調査結果によると、圧倒的に多いのは「窒息死」で全体の 53.9%、次に「圧死」が 12.4%、その他を含め、建物もしくは家具が原因による犠牲者が全体の 83.3%となっています。また、建物等の下敷きになって逃げ出せない状況で焼死した方は、全体の 12.2%で合わせると、建物の問題（一部家具含む）を原因として亡くなった犠牲者の割合は、実に 95.5%にも達することが分かります。地震で亡くなってしまう人の数を減らすことが地震防災の最重要課題だとすれば、既存の弱い建物や施設の補修や補強、建て替えが最も優先順位の高い課題なのです。ⁱ

また、西日本を襲った平成 30 年 7 月豪雨では、200 名を超える方が亡くなられました。気象庁が大雨特別警報を発表する可能性があるとの緊急会見を行う等、重大な災害の起こるおそれが著しく高くなるため厳重な警戒が必要なことはマスメディア等を通じて事前に広く伝えられていました。また、気象状況等の悪化に伴い、多くの被災地では自治体から避難勧告が発令されるなど、避難行動を促す情報が出されたものの、自宅に留まる等により、多くの方が亡くなるという結果となりました。この災害により、行政主導の避難対策の限界を明らかかなものとし、国民一人ひとりが主体的に行動しなければ命を守ることが難しいということ突き付けられました。ⁱⁱ

こうした災害の教訓は、住民一人ひとりが「自分の命は自分で守る」意識を持ち、自らの判断で行動することが重要であることを訴えています。

ワークショップに参加された市民の方から出た意見の多くは、図 1 に示すように「自助」に

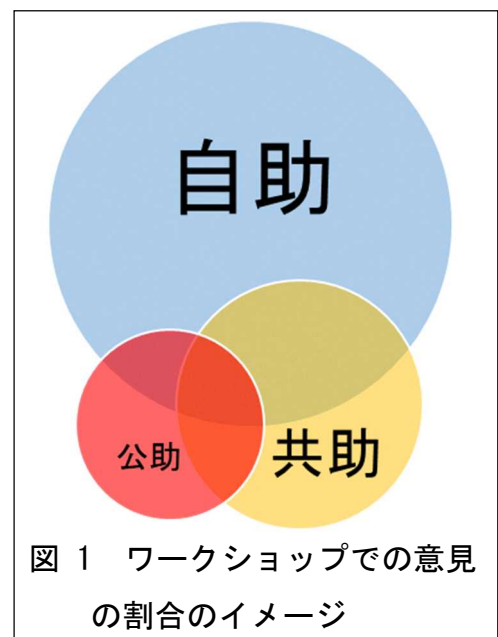


図 1 ワークショップでの意見の割合のイメージ

関するものでした。災害の脅威にさらされるその時、自分の命を守ることができるのは、自分が主体的に「適切な判断をして行動すること」と「事前に対策しておくこと」の意見が多く挙げられました。

本条例は、「自助」による「自己責任論」を強調するために制定するものではありません。また、地域コミュニティや自主防災組織による「共助」や、市が行うべき防災対策である「公助」を軽視するものでもありません。

「ほかの人の命を守る」という意見も多く出ました。すべての人が「自助」を完璧に行えるものではありません。そのような方は「助けて」と声を上げることが大切だとの意見もあります。そして、こうした声に頼られる存在であるために「共助」を行うため、「自助」により自分の安全を確保することが大切であるとの意見が挙げられています。

「共助」は、強制されるものではありませんが、超高齢社会や人口減少による地域コミュニティの担い手不足や自治会への未加入などによる地域活動の希薄化など、「共助」の根幹となる地域コミュニティが衰退していることに対して、地域のつながりを強化していく取組も出ていました。地域コミュニティの取組によって地域住民の「自助」を進めていく意見も挙げられていました。「共助」のための「自助」、
「自助」のための「共助」により、相乗効果が見込めるものと考えられます。

また、「公助」への意見の多くは、「自助」、「共助」への支援に関するものでした。本条例は、こうした市民の皆さんの意見を基に作られています。

ⁱ 目黒公郎、「間違いだらけの防災対策 第 1 回目」、内閣府防災情報のページ

ⁱⁱ 中央防災会議防災対策実行会議平成 30 年 7 月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ、平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）

目的

第 1 条は、本条例に規定する内容を明らし、本条例の目的を定めたものです。

本条例の目的は、

- ① 市民、事業者、通勤通学者並びに地域コミュニティ及び市の役割を明らかにすること
- ② 法及び羽島市まちづくり基本条例に規定する「自助」及び「共助」に主体的及び自発的に取り組む防災活動をワークショップで出た意見から例示すること。

により、発災時に一人でも多くの市民の命を守ることができるまちづくりを実現することを目的としています。

【参考】

- 災害対策基本法
(住民等の責務)

第 7 条 略

3 地方公共団体の住民は、基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

- 羽島市まちづくり基本条例
(危機管理)

第 2 3 条 市長等は、自然災害、重大な事故等の様々な緊急事態に備え、機動的な危機管理体制の確立に努めるとともに、災害等の発生時には、市民、議会及び関係機関と相互に連携を図り、協力して対応します。

2 地域コミュニティは、日頃から防災訓練等を行い、自らの地域における防災体制を整えるとともに、災害等の発生時には、自らの地域の中で互いに助け合うよう努めます。

3 市民は、日頃から災害等の発生に備えるとともに、災害等の発生時には、自らの安全を確保し、命を守るよう努めます。

定義

第2条は、本条例で使用する用語の意義を定めたものです。

第1号 防災

法第2条第2号に規定する「防災」の定義を適用しています。また、「防災」の中には、自然現象による災害の発生を完全に防ぎきることはできないことを直視した上で、被害の最小化、いわゆる「減災」の考え方及び被害からの迅速な回復を図るということも含まれています。

第2号 災害

法第2条第1号に規定する災害としており、本市における過去の災害の歴史等から、例示として、暴風、豪雨、洪水、地震を列挙しています。

第3号 市民、第4号 通勤通学者、第5号 事業者

羽島市まちづくり基本条例第3条第1項第1号では、「市民」の定義は、「市内に居住、通学若しくは通勤する個人又は市内において事業若しくは活動を行う個人、法人その他団体をいいます。」と定義しています。

しかし、ワークショップで出た意見では、市民と通勤通学者又は事業者で、特色のある防災活動がありましたので、区分してそれぞれが取り組むべき内容を明確にしています。

第6号 地域コミュニティ

は条例第3条第1項第6号の定義を適用しています。

第7号 自助

自己の責任により自らを災害から守ることをいいます。この中には、家族も含まれません。

第8号 共助

市民等が互いに助け合い、互いを災害から守ることをいいます。これは、地域コミュニティや自主防災組織などが協力して助け合うことを含みます。

第9号 公助

市が市民等による自助並びに共助の支援し、又は市民等を災害から守るための施策を推進することをいいます。本条例では、市が主体としています。一般的には、国の自衛隊や県の警察も含まれます。

第10号 避難所

災害が発生する恐れがある場合、または被災により、安全に過ごすことができる居宅等の確保が困難な市民等が一定期間滞在するための施設等であり、また、被災者支援を実施する際の地域拠点としての機能を持つ施設です。

羽島市地域防災計画で定める指定避難所や指定緊急避難場所等に限らず、指定されていない地域の集会施設や駐車場なども含みます。

第 1 1 号 分散避難

災害からの避難は、市の指定避難所や地域コミュニティの避難所への避難だけではありません。避難所での共同生活は感染症の恐れや慣れない集団生活など環境が良いとは限りません。各自が安全に生活できる場所に避難することを「分散避難」といいます。

その一つに、自宅が安全な方は自宅に留まり生活する「在宅避難」があります。

また、水害の場合は、河川からの越水や決壊に至るまで、猶予時間もあるので、あらかじめ避難すべき人々が安全な避難場所を考え、どのように避難行動するか決めておけば、命を守ることができます。市が指定する緊急避難所は、想定最大規模の浸水害のときにより、孤立する恐れがあります。氾濫水から難を逃れる各自の安全な場所に事前に移動しておくことも「分散避難」の一つです。

第 1 2 号 自主防災組織

住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいいます。法第 2 条の 2 第 2 項の基本理念の中での定義を適用しています。

第 1 3 号 避難行動要支援者

法第 4 9 条の 1 0 に規定する「避難行動要支援者」を適用しています。

【参考】

○ 災害対策基本法

(基本理念)

第 2 条の 2 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

- 2 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。

基本理念

第 3 条は、本市の防災における基本的な考え方を明らかにするために定めています。

前文にも触れられていますが、過去の災害の教訓やワークショップでの意見からは、事前に「自分の命は自分で守る」という「自助」の重要性が求められています。

この自助の取り組みについて、羽島市まちづくり基本条例の基本理念に沿って規定しています。

【参考】

○ 羽島市まちづくり基本条例

(基本理念)

第 4 条 まちづくりは、市民が主体となり、市民、議会及び市長等が協働して行うものとします。

自助

自助については、ワークショップの意見を基に、市民、通勤通学者及び事業者に区分しています。

市民の自助

第 4 条は、市民による自助の取り組みについて定めています。

第 1 号

前文で紹介した阪神淡路大震災では、建物の問題（一部家具含む）を原因として亡くなった犠牲者の割合は、実に 9 5. 5 % にも達しており、地震で亡くなってしまう人の数を減らすことが地震防災の最重要課題だとすれば、既存の弱い建物や施設の補修や補強、建て替えが最も優先順位の高い対策として規定しています。

〈ワークショップでの意見等〉

- (1) 建築物やブロック塀について耐震診断を受けるなど耐震性能を確認しましょう。
- (2) 建物その他の構築物の耐震化を図りましょう。

- (3) 建物すべての耐震化が困難な場合は、寝室など一室でも耐震化を図りましょう。
- (4) 使用しない空き家やブロック塀などの工作物で耐震性が確保できない場合は、除却をしましょう。

第 2 号

第 1 号の規定に同じく地震の対策として、家具等の転倒、落下等の防止のための措置について規定しています。

〈ワークショップでの意見等〉

- (1) 冷蔵庫、タンス、テレビなどの家具を固定し、転倒を防ぎましょう。
- (2) 寝床への家具の転倒や照明等の落下の危険がないよう配置を見直しましょう。
- (3) 窓ガラスに飛散防止フィルムを貼りましょう。

第 3 号

法第 7 条第 3 項に規定されている必要な飲料水、食糧及び生活物資の備蓄を行うことに加え、それらがいざというときに使用できるか、また、自宅が被災し、または、被災の恐れがあるときに持ち出すことができるよう準備することについて規定しています。

大規模災害の発生時には、電気・ガス・水道等のライフラインの供給停止や、物流の混乱や停滞等が想定されることから、必要な物資の備蓄は各家庭における 1 週間分としています。

〈ワークショップでの意見等〉

- (1) 日常の食料や飲料、携帯トイレなど、最低でも 1 週間生活できる量を用意しておきましょう。
- (2) 常備薬、乾電池、モバイルバッテリー、発電機、手袋、タオル、浄水器、ポータブル電源、ランタン、懐中電灯、ヘルメット、ヘッドランプ、ガスコンロ、ガスボンベ、テント、笛、ロープ、ゴムボート、救命胴衣、浮き輪、クーラーボックス、毛布、布団、衣類、無線機、折り畳み自転車、固形燃料など非常に使用するものを準備しましょう。
- (3) 備蓄については、消費期限の管理や、定期的に動作確認を実施しましょう。

第 4 号

市その他の行政機関から提供される防災に関する知識及び情報を積極的に取得し、家族と共有し、活用できるようにすることについて規定しています。

本規定には、予防だけではなく、災害による被害を受けた際に日常を早く取り戻すため、災害ボランティア活動や市など行政が実施する様々な生活再建支援策等の情報入手

も含んでいます。

〈ワークショップでの意見等〉

- (1) 情報を入手するため、インターネット環境を確保しましょう。
- (2) メール配信サービスや SNS を登録し、平時から使用しましょう。
- (3) テレビやラジオで状況を確認しましょう。
- (4) 自然災害に興味を持ち、気象、水位情報を入手しましょう。
- (5) メール配信サービスや SNS を利用しましょう。
- (6) スマートフォン等の位置情報をオンにしましょう。
- (7) 最寄りの指定避難所の位置の把握し、避難が必要な場合は、混雑状況を確認しましょう。
- (8) 被災時においては、ボランティアや公的支援の情報を入手し、自らの暮らしの再建に生かしましょう。

第 5 号

防災訓練、講習会等に積極的に参加し、防災に関する知識を習得することについて規定しています。

〈ワークショップでの意見等〉

- (1) 避難所開設運営訓練、非常用トイレ組立訓練、炊き出し体験、消火訓練に取り組みましょう。
- (2) 要介護体験、携帯用トイレ体験など災害時の体験をしておきましょう。
- (3) 自主防災組織リーダー研修会、防災コーディネーター取得研修に参加しましょう。

第 6 号

連絡先及び連絡方法の確認を行うことについて規定しています。

登録や使い方を学ぶだけでなく平時から実際に使ってみることが大切です。

〈ワークショップでの意見等〉

- (1) 災害伝言ダイヤル（171）、災害伝言板（Web 171）を試用しておきましょう。
- (2) メール、SNS の登録をし、平時から利用しましょう。

第 7 号

在宅避難などの分散避難を検討し、避難する場所、避難経路及び安全な避難方法と避難のタイミングを確認することについて規定しています。

「避難」と聞くと体育館などの指定避難所での生活を思い浮かべる方も多いと思い

ます。「避難」とは「難（災難）」を「避ける」ことで、災害発生時に必ずしも指定避難所へ行かなければならないということありません。安全な場所にいる人は移動する必要はありませんので、安全な場所の確認などを事前に行うことが大切です。

〈ワークショップでの意見等〉

- (1) ハザードマップでその地域で発生する可能性のある災害の種類、規模、被害等を把握し、安全な避難先と安全に避難するタイミングを決めておきましょう。
- (2) 特に洪水による浸水害については、市外の親戚知人宅またはホテルなどへの分散避難先を検討し、安全なうちに避難を心がけましょう
- (3) 水平避難による安全確保ができないときは、浸水想定深以上の階への垂直避難をしましょう。
- (4) 自動車により避難し、その車中又はテントを設営して避難生活を送ることも検討し、避難生活に必要な物資の準備しておきましょう。

第 8 号

災害の初期の段階における消火、救難救助、応急手当その他の活動を安全に行うことについて規定しています。

〈ワークショップでの意見等〉

- (1) 初期消火や救助活動を行う前に、二次災害の危険性について情報を収集しましょう。
- (2) 身の危険を感じた場合は、直ちに活動を中止し、避難するようにしましょう。

第 9 号

災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、まずは、自分の命を守るという意識を持ち、適切な判断の下、避難することについて規定しています。

〈ワークショップでの意見等〉

地震

- (1) 机の下に隠れる、クッションやカバンで頭部を守りましょう。
- (2) 発災時に足を守るため靴やスリッパを寝床の近くに置きましょう。
- (3) 揺れがおさまったら庭などの広くて安全な場所に逃げましょう
- (4) ドアを開放し、避難経路を確保しましょう
- (5) ブレーカーを落としましょう。
- (6) ガスの元栓を占めましょう。

水害

- (1) 洪水の危険性が高い時は、市外の親族知人宅など安全な場所へ避難しましょう。

- (2) 洪水発生時に安全な場所への分散避難が完了できない場合は、最寄りの学校や商業施設など、浸水しない安全な高い建物や場所に避難しましょう。

第 10 号

自分で出来ないときは、地域コミュニティを頼りましょう。そのためには、日ごろより自主的に地域コミュニティに関わることを規定しています。

特に災害発生直後においては、隣近所同士での声掛けによる安否確認等の助け合いが救命や安全確保等につながることから設けている規定です。過去の大規模災害の教訓から、発生直後は市をはじめ県、国が担う公助がただちに機能しない状況となることから、近隣同士のつながりによる助け合いが重要となります。

〈ワークショップでの意見等〉

- (1) あいさつや日頃からの付き合いを活発にして顔の見える関係作りをしましょう。
(2) 地域コミュニティ活動に自発的に参加しましょう。

【参考】

羽島市まちづくり基本条例

(危機管理)

第 23 条

- 3 市民は、日頃から災害等の発生に備えるとともに、災害等の発生時には、自らの安全を確保し、命を守るよう努めます。

事業者の自助

第 5 条は、事業者による自助の取り組みについて定めています。

第 1 号

事業者は、従業員だけでなく事業所を訪れている者の安全を確保することにいただくことを規定しています。

第 2 号

被災し事業が滞ると顧客の流出や企業競争などにより経営の悪化が起きることが分かっています。緊急時にいち早く対応し、いち早く復旧するために、緊急時にどのような行動をするのか、またどのような選択肢があるのか、事前に明らかにして、計画を立て

ておきましょう。

第 3 号、第 4 号

市民の自助同様に、地震で命を落とさないための最も重要な課題である建物の補強と備品などの物品の転倒対策について規定しています。

第 5 号

医療、介護現場における生命の維持に必要な電源の確保について規定しています。

第 6 号

事業所における備蓄は、従業員等が使用することも考え、物資の備蓄を行うことを規定しています。

第 7 号

防災訓練を実施及び従業員が防災に関する知識及び技術を習得する機会を提供することについて規定しています。

第 8 号

平時から、地域コミュニティの活動に積極的に参加することについて規定しています。

〈ワークショップでの意見等〉

- (1) 事業所を訪れている者の安全を確保しましょう。
- (2) 被災した時のことを考えて計画を立てましょう。
- (3) 事業所の耐震化をしましょう。
- (4) 機材や備品などの固定をしましょう。
- (5) 医療機器などの電源を確保しておきましょう。
- (6) 従業員の食料や水を備蓄しましょう。
- (7) 従業員に防災教育をしましょう。
- (8) 地域の協力が必要になるかもしれないので、地域の活動に参加しましょう。

通勤通学者の自助

第 6 条は、通勤通学者による自助の取り組みについて定めています。

災害の発生は、いつどこで起きるかわかりません。通勤通学中での被災にも備えておきましょう。

〈ワークショップでの意見等〉

- (1) 地震発生に備え、通勤通学路沿いの危険な建築物やブロック塀などを把握し、安全

なルートを確認しましょう。

- (2) 事前に災害伝言ダイヤル、災害伝言板を使用しておきましょう。
- (3) 事前に家族と集合場所を確認しておきましょう。
- (4) 歩いて帰ることになることも想定し、スニーカーなど動きやすい服装を勤務先等に備えておきましょう。
- (5) チョコレートや飴などの簡易的な食料を携帯または備えておきましょう。

共助

共助については、ワークショップの意見を基に、市民と地域コミュニティに区分していません。

市民の共助

第7条は、市民による共助の取り組みについて定めています。

ワークショップでは、自分の命だけでなく「自分以外の命も守る」との意見も多く出ていました。

第1号

共助における支援者となるためには、自分が大丈夫でなくてはなりません。ここでは、第4条の規定に基づく自助に努めることを規定しています。

第2号

災害が発生したときは、近隣の者の中で負傷者の救護及び災害復旧への協力に努めることについて規定しています。

第3号

避難所は、被災者自らが行動し、助け合いながら運営することが求められるため、市民は主体的に平時より運営体制の確立に関わるとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、互いに協力して避難所の運営を行うことについて規定しています。

〈ワークショップでの意見等〉

- (1) あいさつや日頃からの付き合いを活発にして顔の見える関係作りをしましょう
- (2) 地域コミュニティに積極的に参加しましょう
- (3) みんなで協力して助け合いましょう。

【参考】

- 羽島市まちづくり基本条例

(地域コミュニティ活動への関わり)

第14条 市民は、地域コミュニティへ参画し、自らの地域の課題解決や共通の目標達成に向けて行動するよう努めます。

(危機管理)

第23条

2 地域コミュニティは、日頃から防災訓練等を行い、自らの地域における防災体制を整えるとともに、災害等の発生時には、自らの地域の中で互いに助け合うよう努めます。

○ 避難所運営ガイドライン（内閣府、令和4年4月改定）

9ページ 1. 避難所運営体制の確立 避難所生活は住民が主体となって行うべきものですが、その運営をバックアップする体制の確立は、市町村の災害対応業務の根幹の一つと言えます。

20ページ 原則的には、「被災者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営する」ことが求められます。

地域コミュニティの共助

第8条は、地域コミュニティによる共助の取り組みについて定めています。

自主防災組織を結成するなど、地域コミュニティの共助による防災活動の主体を決めて活動しましょう。

第1号

地域コミュニティにおける防災についての役割分担や訓練の実施について規定しています。市では、毎年4月に自主防災組織活動計画を提出いただいています。

第2号

地域コミュニティにおいては、消防団、水防団及びボランティア団体と平常時から訓練を行うなど、協力体制を整備しておき、災害時には、連携して対応していくことを規定しています。

第3号

災害対応には、新たな知識や情報が重要となってきます。地域コミュニティの中で、最新の情報を共有し、活用することについて規定しています。

第4号、第5号

地域で発生した災害について、伝承していくための資料の保存と、その資料の活用について、規定しています。

第6号

命を守るためには、発災直後の安否確認が大切です。地域での取り組みについて規定しています。

第7号

市の指定する避難所や避難場所が近くにあるとは限りません。地域で安全な場所を一時的に避難する場所として確保し、地域の安否確認の拠点とすることについて規定しています。

第8号

分散避難先として地域に安全な建物があれば避難所として開設することについて規定しています。被災した自宅を離れたくない方や、自宅と市の避難所との往復に苦勞される方もみえます。

第9号

地域で助けが必要な方がみえたら、支援の手を差し伸べることについて規定しています。

〈ワークショップでの意見等〉

- (1) 少人数チームを組織し、リーダーを決めておきましょう。
- (2) 地域で建物の耐震や備蓄の点検をする行事を作りましょう。
- (3) 水や食料の提供、寝床、車に乗せてもらうなど助け合いましょう。
- (4) 区で災害準備金を積み立てましょう。
- (5) 公民館や集会所を避難所にして、カギを共有しましょう。
- (6) 安否確認をし、近所の人と励ましあうなど声掛けをしましょう。
- (7) 独居高齢者などの把握し、災害時には助けましょう。
- (8) 隣近所の方への宿や食料の提供など、困ってる方を助けましょう。
- (9) 消防団、水防団と活動しましょう。

【参考】

○ 羽島市まちづくり基本条例

(地域コミュニティの役割及び責務)

第8条 地域コミュニティは、自らの地域の特性を活かした個性豊かで住み良いまちづくりに努めます。

(地域コミュニティ活動への関わり)

第14条

3 市長等は、市民と連携し、協働によるまちづくりを担う人材の育成に努めます。

(危機管理)

第 2 3 条

- 2 地域コミュニティは、日頃から防災訓練等を行い、自らの地域における防災体制を整えとともに、災害等の発生時には、自らの地域の中で互いに助け合うよう努めます。

公助

公助については、市の条例であるため市が主体となるものについて規定しています。

市の公助

第 9 条は、市による公助の取り組みについて定めています。

法により、市町村の責務や地方公共団体の取り組むべきことについて、細かく規定されているため、本条例ではワークショップの意見を基に市の公助について規定しています。

〈ワークショップでの意見等〉

- (1) 危機意識の向上を図る教育をすること。
- (2) 子どもへの防災教育をすること。
- (3) 早めの避難行動をとれるように情報を的確に出すこと。
- (4) 被災者に必要な情報を提供すること。
- (5) 自助、共助の取り組みを支援すること。
- (6) 自宅での分散避難者への食料や水を供給すること。
- (7) 安全な街にすること。
- (8) 職員を市内在住者から採用すること。

【参考】

○ 災害対策基本法

(市町村の責務)

第 5 条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、第一項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなけ

ればならない。

(地方公共団体相互の協力)

第 5 条の 2 地方公共団体は、第四条第一項及び前条第一項に規定する責務を十分に果たすため必要があるときは、相互に協力するように努めなければならない。

(国及び地方公共団体とボランティアとの連携)

第 5 条の 3 国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。

(施策における防災上の配慮等)

第 8 条 国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、一体として国土並びに国民の生命、身体及び財産の災害をなくすることに寄与することとなるように意を用いなければならない。

2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 災害及び災害の防止に関する科学的研究とその成果の実現に関する事項
- 二 治山、治水その他の国土の保全に関する事項
- 三 建物の不燃堅牢（ろう）化その他都市の防災構造の改善に関する事項
- 四 交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項
- 五 防災上必要な気象、地象及び水象の観測、予報、情報その他の業務に関する施設及び組織並びに防災上必要な通信に関する施設及び組織の整備に関する事項
- 六 災害の予報及び警報の改善に関する事項
- 七 地震予知情報（大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第三号の地震予知情報をいう。）を周知させるための方法の改善に関する事項
- 八 気象観測網の充実についての国際的協力に関する事項
- 九 台風に対する人為的調節その他防災上必要な研究、観測及び情報交換についての国際的協力に関する事項
- 十 火山現象等による長期的災害に対する対策に関する事項
- 十一 水防、消防、救助その他災害応急措置に関する施設及び組織の整備に関する事項
- 十二 地方公共団体の相互応援、第六十一条の四第三項に規定する広域避難及び第八十六条の八第一項に規定する広域一時滞在に関する協定並びに民間の団体の協力の確保に関する協定の締結に関する事項

十三 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項

十四 被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保護に関する事項

十五 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に対する防災上必要な措置に関する事項

十六 海外からの防災に関する支援の受入れに関する事項

十七 被災者に対する的確な情報提供及び被災者からの相談に関する事項

十八 防災上必要な教育及び訓練に関する事項

十九 防災思想の普及に関する事項

（市町村防災会議）

第 1 6 条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

（居住者等に対する周知のための措置）

第 4 9 条の 9 市町村長は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、内閣府令で定めるところにより、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項を居住者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（避難行動要支援者名簿の作成）

第 4 9 条の 1 0 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

（市町村長の警報の伝達及び警告）

第 5 6 条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受け

たとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

(市町村長の避難の指示等)

第 6 0 条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

2 前項の規定により避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。

3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。

(広域避難の協議等)

第 6 1 条の 4 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、第六十条第一項に規定する避難のための立退きを指示した場合におけるその立退き先を当該市町村内の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、当該居住者等の受入れについて、同一都道府県内の他の市町村の市町村長に協議することができる。

○ 羽島市まちづくり基本条例

(職員の役割及び責務)

第 1 1 条

3 職員は、職務の遂行に必要な知識の習得及び能力の向上に努めます。

(地域コミュニティ活動への関わり)

第 1 4 条 市民は、地域コミュニティへ参画し、自らの地域の課題解決や共通の目標達成に向けて行動するよう努めます。

(危機管理)

第 2 3 条

2 地域コミュニティは、日頃から防災訓練等を行い、自らの地域における防災体制を整えとともに、災害等の発生時には、自らの地域の中で互いに助け合うよう努めます。

雑則

条例の見直し

第 1 0 条では、本条例の規定が常に時代や社会情勢の変化に沿った内容を保つため、大規模災害により新たな教訓や知見、市民参画によるワークショップなどから得られた広く普及すべき取り組みなどにより、必要な見直しを行うことを規定しています。

委任

第 1 1 条では、ワークショップの意見から具体的な取り組みを例示するための規則に委任することを規定します。

その他

第 1 2 条では、本条例の各条文が他法令と抵触しないことを明らかにするため規定しています。大規模災害により防災対策に変革や新たな知見を得た場合など、本条例に規定する事項について、法令等で特別に定められた場合は、その定めるところによることとしています。